

アスリート委員会規則

(総則)

第1条 この規則は、公益社団法人日本ボクシング連盟（以下「本連盟」という。）定款第41条に基づく専門委員会組織規則（以下「組織規則」という。）第1条第14号のアスリート委員会（以下「本委員会」という。）について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、アマチュアボクシングが、競技の面から一層発展することを願い、競技登録者の観点から適切な本連盟の組織に対して意見及び施策を具申することを目的とする。

(基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の諸活動を行う。

- (1) ルールの制定又は改定にあたっての意見の具申
- (2) 大会の運営（含審判）に関する意見及び施策の具申
- (3) 理事会その他の組織から諮問された事項に対する意見の具申

(4) その他関連する事項についての意見及び施策の具申

(構成)

第4条 本委員会の委員の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1～2名
- (3) 委員 若干名

(委員選出)

第5条 組織規則第5条第1項の規定にかかわらず、副委員長及び委員は、前条に基づき委員長が競技登録者又はその経験者から選出する。

(活動費)

第6条 委員長は、年間活動計画及び予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

2 本委員会の活動にあたっては、本連盟の規則に従って旅費又は日当が支給される。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規則は平成31年2月2日より施行する。